


定額減税への給与担当者の対応

6月支払分の給与・賞与から所得税の控除（定額減税）が始まります！

今回は給与担当者の方向けにご案内していきます。

前回のおさらい（制度概要）

対象者	① 給与所得者や個人事業者 ② 給与所得者については扶養控除等申告書を提出した社員 ③ 令和6年の合計所得1,805万円以下
減税額	① 所得税…本人3万円 同一生計配偶者又は扶養親族1人につき3万円 ② 住民税…本人1万円 同一生計配偶者又は扶養親族1人につき1万円



控除対象扶養親族に該当しない16歳未満の年少扶養親族も対象になります。

用語の解説

配偶者の種類	同一生計配偶者	控除対象配偶者	源泉控除対象配偶者
所得者と生計一か	生計を一にしている	生計を一にしている	生計を一にしている
事業専従者か	事業専従者ではない	事業専従者ではない	事業専従者ではない
配偶者の合計所得	48万円以下	48万円以下	95万円以下
所得者の合計所得	条件なし	1,000万円以下	900万円以下
該当する場合	障害者の場合、障害者	配偶者控除を	配偶者特別控除を満額受けられる
	控除を受けられる	受けられる	扶養控除等申告書に記載する

最初に、従業員の家族が何人定額減税の対象になるか確認しましょう。

次の両方に該当するご家族が対象になります。

1年以上、日本に住んでいる。

給与年収が103万円以下（合計所得48万円以下）である。

これからの給与担当者の事務手続き（源泉徴収義務者の減税事務）

	月次減税事務	年調減税事務
控除対象者	R6.6.1 現在「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している甲欄適用者。	年調所得税額から年調減税額を控除する者。
減税額の計算	最初の月次減税事務を行う時までに提出された「扶養控除等申告書」及び「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」で人数を把握し、減税額を算出。	年末調整事務を行う時までに提出された「扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書」及び「年末調整に係る定額減税のための申告書」で人数を把握し、減税額を算出。
減税額の控除	R6.6.1 以後に支払う給与等から控除。	住宅借入金特別控除後の所得税額から控除。
定額減税額の表示	給与支払明細書に「定額減税 円」と記載。	源泉徴収票の摘要欄に「源泉徴収税時所得税減税控除済額 円」と記載。 年調所得税額から控除しきれなかった金額を「控除外 円（控除外 0 円）」と記載。 控除外額は R7.1 月以降の給与からは控除しません。
源泉所得税の納付	納付書の税額欄に月次減税額の控除後の金額を記入。 納付すべき金額がない場合には所得税徴収高計算書を提出しましょう。	

国税庁の HP にも定額減税に関する申告書や Q & A が掲載されておりますので、一度ご確認ください。

[定額減税 特設サイト | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)



こちらのQRコードからも、
国税庁該当ページを参照できます。

今回の件について不明点などございましたら、弊所担当者までお尋ねください。

